

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
るときは、その  
翌日)

## 目次

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所等の廃止(〃)

国土調査の成果の認証(二件)(農村整備課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用開始(〃)

開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

## 告 示

鳥取県告示第五百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

平成三年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団あさくら歯科医院	米子市西福原六九四一五	平成三年六月二十一日
医療法人社団灘尾歯科医院	米子市角盤町一丁目四二一二	〃
あすか薬局	西伯郡岸本町吉長五八一	平成三年七月一日
医療法人社団キマチ外科整形外科医院	西伯郡名和町大字富長七五五一五	平成三年七月十一日
医療法人社団高整形外科医院	鳥取市吉成七七九一三八	〃
医療法人清水内科医院	鳥取市吉方町一丁目四三七	〃
医療法人米沢歯科医院	鳥取市南町六〇九	〃
医療法人中島整形外科医院	鳥取市新九三一五	〃
須山医院	米子市石井一〇七八	〃

鳥取県告示第五百五十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あさくら歯科医院	米子市西福原六九四―五	平成元年十月一日
灘尾歯科医院	米子市角盤町一丁目四二―二	〃
民本歯科医院	米子市夜見町一四〇六―三	昭和六十三年七月二十六日
須山医院	米子市石井一〇七八	平成三年三月十七日
外科整形外科キマチ医院	西伯郡名和町大字富長七五五―五	平成二年七月一日
松井医院日吉津分院	西伯郡日吉津村大字日吉津八八―四	平成二年一月一日
生田医院	日野郡江府町大字武庫四四六―二	昭和六十三年四月一日
上原薬局	日野郡江府町大字江尾一八一―五	平成二年九月二十八日
広戸耳鼻咽喉科医院	米子市東倉吉町七五	平成二年七月十四日

真壁医院	米子市尾高町四六	平成二年十一月二十四日
神外科医院	米子市内町一七二	平成元年九月一日
山本内科医院	鳥取市末広温泉町一二五	昭和六十二年七月十日
吉田医院	鳥取市瓦町五〇三	平成三年六月二十三日
柴田皮膚科医院	鳥取市二階町一丁目一五	平成元年三月五日
立岩薬局	鳥取市吉方温泉一丁目二二	平成二年七月二十日
高整形外科医院	鳥取市吉成七七九―三八	平成元年七月一日
清水内科医院	鳥取市吉方町一丁目四三七	〃
米沢歯科医院	鳥取市南町六〇九	平成二年四月一日
中島整形外科医院	鳥取市新九三―五	平成二年七月一日
もり歯科医院	鳥取市南吉方三丁目四八六	平成三年七月一日

鳥取県告示第五百五十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称 岩美郡福部村	調査を行った時期 平成元年度及び平成二年度	成果の名称 福部村(大字湯山の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 岩美郡福部村大字湯山の一部	認証年月日 平成三年七月十七日
----------------------	--------------------------	--------------------------------	---------------------------	--------------------

鳥取県告示第五百五十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称 西伯郡淀江町	調査を行った時期 平成元年度及び平成二年度	成果の名称 淀江町(大字淀江、大字今津、大字福井、大字中間及び大字小波の各一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 西伯郡淀江町大字淀江、大字今津、大字福井、大字中間及び大字小波の各一部	認証年月日 平成三年七月十七日
----------------------	--------------------------	------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	--------------------

鳥取県告示第五百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成三年七月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前 (敷地の幅員 (メートル))		変更後 (メートル)	
		後別	延長	後別	延長
鳥取港線	鳥取市賀露町字松林七二八―九 地先から同市千代水二丁目一九 地先まで	六・五	一・二四八・〇	八・五	一・四四三・〇

鳥取県告示第五百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成三年七月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の年月日
鳥取港線	鳥取市賀露町字松林七二八―九地先 から同市南限字曾崎一五六―一地先 まで		平成三年七月二十三日

鳥取県告示第五百五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年二月二十日 鳥取県指令受米土維第九百九十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻乙

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市嫁島町一―一二

積水ハウス山陰株式会社

代表取締役 大橋孝司

鳥取県告示第五百五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年五月十三日 鳥取県指令受米土維第六十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字冲林ノ九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町二丁目一―一二

第一建物株式会社

代表取締役 大畑義之

鳥取県告示第五百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年三月十六日 鳥取県指令受鳥土維第七百四十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市富安字茶屋廻り及び字土居中

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成四二―二〇

株式会社ダイマケット

代表取締役 淵本寿博

鳥取県告示第五百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年四月三十日 鳥取県指令受都計三一―二第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字海岸

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市賀露町一七五七―六七五

矢部 哲

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年七月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	居酒屋	京楽産業株式会社
"	居酒屋2	"
"	ペガサス	"
"	ペガサス2	"
"	ドラゴンアタックZ	"
"	シュータント3	"

〃	ファイバーフェニックス	株式会社大同
〃	ファイバースパークDI	〃
〃	名人会DI	〃
〃	悟空DI	〃
〃	ビッグボーカーAA	〃
〃	フレルコンDII	〃
〃	ファイバースパークED	株式会社三共
〃	名人会SPII	〃
〃	悟空III	〃
〃	悟空SP	〃
〃	ビッグボーカーIII	〃
〃	エンゼルI	マルホン工業株式会社
〃	アドベンチャー2	〃
〃	ワイドビジョン3	株式会社大一商会

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】